

令和5年度以降の副作用抛出金率・感染抛出金率について（案）

1. 抛出金率の再計算の趣旨

- 「副作用抛出金率」及び「感染抛出金率」は、将来に亘って副作用救済給付業務及び感染救済給付業務に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも5年毎に再計算されるべきものとされている（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第19条第6項及び第21条第6項）。
- 直近では、平成30年度以降に適用する副作用抛出金率・感染抛出金率について、平成29年度に再計算を行い、何れも従前の率に据え置いた。本年度は前回再計算から5年目に当たることから、改めて令和5年度以降に適用する副作用抛出金率・感染抛出金率について再計算を行った。

2. 抛出金率の再計算の考え方

- 副作用救済勘定及び感染救済勘定について、抛出金収入、救済給付金、責任準備金、及びその他の収入・支出の将来推計を合理的に行うことにより財政見通しを作成する。
- その結果を踏まえ、将来の責任準備金の積立を確保しつつ、一定の将来に亘って欠損を生じない範囲で利益剰余金（積立金のうち責任準備金を上回るもの）を救済給付金等の財源として活用することを念頭に置いた制度運営ができるような抛出金率とする。

3. 令和5年度以降の抛出金率

- 抛出金収入を推計する際の前提となる将来の抛出金算定基礎取引額、救済給付金及び責任準備金を推計する際の前提となる将来の新規受給者数については、前回再計算後のトレンドを踏まえるとともに人口変動の影響を織り込んで推計するなど、収入・支出の将来推計を合理的に行って財政見通しを作成した。
- その結果、令和5年度以降に適用する副作用抛出金率・感染抛出金率を次のとおりとする。

	[現行]		[令和5年度～]
・副作用抛出金率	0.27%	→	0.27%（据え置き）
・感染抛出金率	0.10%	→	0.05%（引き下げ）

<参 考> 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（抄）

（平成14年12月20日法律第192号）

（副作用拠出金）

第十九条

一～二 （略）

三 前項の拠出金率（以下この条において「副作用拠出金率」という。）は、機構が定める。

四 機構は、副作用拠出金率を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

五 機構は、前項の認可の申請に際し、あらかじめ、許可医薬品製造販売業者の団体に許可医薬品製造販売業者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かななければならない。

六 副作用拠出金率は、副作用救済給付に要する費用の予想額並びに副作用救済給付業務に係る予定運用収入の額及び副作用救済給付業務に係る政府の補助金があるときはその額に照らし、将来にわたって機構の副作用救済給付業務に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従って再計算されるべきものとし、当分の間、千分の二を超えない範囲内の率とする。

七～八 （略）

（感染拠出金）

第二十一条

一～二 （略）

三 前項の拠出金率（以下この条において「感染拠出金率」という。）は、機構が定める。

四 機構は、感染拠出金率を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

五 機構は、前項の認可の申請に際し、あらかじめ、許可生物由来製品製造販売業者の団体に許可生物由来製品製造販売業者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かななければならない。

六 感染拠出金率は、感染救済給付に要する費用の予想額並びに感染救済給付業務に係る予定運用収入の額及び感染救済給付業務に係る政府の補助金があるときはその額に照らし、将来にわたって機構の感染救済給付業務に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従って再計算されるべきものとし、当分の間、千分の二を超えない範囲内の率とする。

七～八 （略）